

# 仲裁判断取消事由を拡張する 仲裁合意の効力

——合衆国における裁判例および学説からの示唆——

中 林 啓 一

もくじ

- 一 問題の所在
- 二 合衆国における仲裁判断取消
- 三 拡張合意の有効性に関する合衆国判例の動向
- 四 拡張合意の有効性に関する合衆国学説の動向
- 五 若干の考察と展望
- 六 むすびにかえて

## 一 問題の所在

本稿は、当事者が、契約によって、制定法上規定のない仲裁判断取消事由をあらたに創設し、それに基づいて仲裁判断の取消および再審理を裁判所に求めうるかという問題について検討するものである。制定法上規定のない取消事由を当事者に創設させる場合、その範囲は無限に拡張する可能性がある。そこで、本稿における検討対象は、仲裁廷が、当事者により指定された実体判断基準たる準拠実質法の適用を誤った場合もしくはその適用を怠った場合に、裁判所による仲裁判断の取消および再審理を求める仲裁合意の効力の問題に限定する。ところで、このような合意は、正確性を期するならば「取消・再審理事由拡張仲裁合意」などと呼ぶべきものである。しかしながら、やや冗長の感もあるので、本稿においては、この合意を単に「拡張合意」と呼ぶこととする。

近年、拡張合意の問題が顕在化しつつある背景には、仲裁廷による法適

用違背から生じた不利益を、当事者みずからの力で回復することができないという事情がある。すなわち、わが国の仲裁法第36条1項前段は、仲裁廷が仲裁判断を下す際に準拠すべき法について、当事者による合意がある場合にはその法によることとしている。その一方で、仲裁法は、訴訟の場合とは異なり、仲裁廷が同条に違反して、法適用に誤りのある仲裁判断を下した場合についての解決を何ら示していない。また、わが国の学説においては、仲裁判断に法適用過誤があっても、そのことのみによって仲裁判断が取消されるわけではないとの考え方が広く定着している<sup>1)</sup>。仲裁の実体判断基準の決定を当事者の意思に委ねつつ、仲裁人による法適用違背を仲裁判断取消事由としないこのアプローチは、わが国の仲裁法のみならず、UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法をはじめ、大多数の国の仲裁立法および仲裁機関規則において採用されており、学説・仲裁判断例からの支持も厚い。他方、仲裁判断取消事由を定める仲裁法第44条は、法適用過誤のある仲裁判断を取消事由としていないが、同時に、同条に掲げられた取消事由が制限列举であるとの明文規定も置いていない。そのため、当事者は、合意によって、法適用過誤のある仲裁判断を取消事由としうる余地があると解せないわけでもない。

以上、拡張合意が締結される背景を概観したが、わが国においては、その有効性について詳細な検討を試みる論稿は少なく、また、その多くは拡張合意の有効性に疑問を投じるものである<sup>2)</sup>。本稿は、合衆国における議

1) たとえば、小島武司＝高桑昭編『注解仲裁法』（青林書院・1988年）189頁（吉村徳重執筆）、谷口安平＝井上治典編『新・判例コンメンタール民事訴訟法6』（三省堂・1995年）715頁（青山善充執筆）、松浦馨＝青山善充編『現代仲裁法の論点』（有斐閣・1998年）356頁（谷口安平執筆）、小島武司『仲裁法』（青林書院〔現代法律学全集59〕・2000年）343頁、河野正憲「仲裁判断の承認・執行とその取消」青山善充ほか編『現代社会における民事手続法の展開下巻（石川明先生古稀祝賀）』（商事法務、2002年）251頁以下、277頁を参照。

これに対し、ドイツ等の議論および裁判例に依拠して、例外的な場合に仲裁判断取消を認めることを主張するものとして、中野俊一郎「国際仲裁における実体判断基準の決定と仲裁判断取消」国際30巻10号（2002年）1347頁以下を参照。

2) たとえば、拡張合意の有効性を否定するものとして、K. Okuma, *Judicial* /

論から示唆を得て、一定の場合には例外的にその有効性を肯定する余地があるとの主張を試みるものである。合衆国連邦仲裁法（U.S. Federal Arbitration Act, 9 U.S.C.10. 以下、本稿では FAA と略記する）の仲裁判断取消規定は、わが国仲裁法と同様、取消事由が制限的の列挙か例示的の列挙かについて規定をしておらず、当該規定をめぐる議論はわが国仲裁法への示唆となりうると考えられるのが合衆国における議論を検討する理由である。

本稿の叙述は、以下の順序でおこなう。まず、合衆国における仲裁判断取消をめぐる立法およびその解釈について概観し、拡張合意が締結される背景について確認する(二)。つぎに、拡張合意の有効性が問題となった裁判例について検討を加える(三)。さらに、拡張合意をめぐる学説を眺めた上で(四)、若干の考察をおこなう(五)。最後に、日本法への示唆を得ることとする(六)。

## 二 合衆国における仲裁判断取消

### 1. FAA 上の取消事由

FAA 第10条 a は、「つぎのいずれの場合においても、仲裁判断のされた地区の連邦裁判所は、仲裁当事者の申請にもとづき、仲裁判断の取消を命ずることができる」と規定し、四つの仲裁判断取消事由を列挙する<sup>3)</sup>。それ

↘ *Review of the Arbitral Award -Trend of the U.S. Courts' Decisions-*, 35 THE SEINAN L. REV., 331, 359 (2003), 中村達也『国際商事仲裁入門』（中央経済社・2001年），152頁。肯定的に解するものとして、松浦＝青山・前掲注(1)349頁（谷口安平）。

3) FAA 第10条 仲裁判断，取消，理由，再審

a. つぎのいずれの場合においても、仲裁判断のされた地区の連邦裁判所は、仲裁当事者の申請にもとづき、仲裁判断の取消を命ずることができる。

1. 仲裁判断が汚職，詐欺又は不当な手段により得られた場合
2. 仲裁人の全員又はそのいずれかに明白な偏頗又は汚職があった場合
3. 仲裁人が、充分な原因が示されたにもかかわらず、審理の延期を拒否し、もしくは紛争の適当かつ重要な証拠の審理を拒否する非行を犯し、又は当事者の権利を害する不正を行なった場合
4. 仲裁人がその権限を越えた場合、又はその権限行使が不充分だったため、付託された事項に対する相互的、最終的、かつ確定的な仲裁判断がなされなかった場合 ↗

らのうち、最初の三つは、仲裁手続において重大な瑕疵が生じた場合を、あとの一つは、仲裁人の権限踰越などによって仲裁判断に瑕疵があった場合をそれぞれ取消事由としている。いずれにせよ、実体判断基準たる準拠実質法の適用違背を取消事由とする旨の明文規定は置かれていない。また、明文規定上、仲裁判断の内容の公序違反も取消事由とはされていない。そのためか、合衆国においては、FAA 第10条に規定された取消事由は極端に狭すぎるとの主張が多く見受けられる<sup>4)</sup>。さらに、FAA は、10条に掲げた取消事由が制限列举なのか、あるいは例示列举にすぎないのかという点について沈黙している。そのため、FAA に規定のある取消事由以外の事由にもとづく仲裁判断取消の可否が学説および裁判例において論じられてきたのである。

## 2. 判例法上の取消事由

FAA には規定がないものの、合衆国判例法上、「法の明白な無視 (manifest disregard of the law)」なる概念が仲裁判断取消事由となりうると考えられてきた<sup>5)</sup>。この概念を最初に用いたとされる *Wilko 対 Swan* 最高

なお、この訳は日本商事仲裁協会『仲裁法規集 (加除式)』より引用した。

4) このような判示をおこなう裁判例として、*Osceola County Rural Water Sys., Inc. v. Subsurfco, Inc.*, 914 F.2d 1072, at 1075 (8th Cir. 1990); *Antwine v. Prudential Bache Sec., Inc.*, 899 F.2d 410, at 413 (5th Cir. 1990); *Federated Dep't Stores Inc. v. J.V.B. Indus., Inc.*, 894 F.2d 862, at 866 (6th Cir. 1990); *Maine Cent. R.R. Co. v. Brotherhood of Maintenance of Way Employees*, 873 F.2d 425, at 428 (1st Cir. 1989) など。学説として、*Younger, Agreements to Expand The Scope of Judicial Review of Arbitration Awards*, 63 ALB. L. REV. 241, at 242 (1999) がある。

5) *See, e.g., First Options, Inc. v. Kaplan*, 514 U.S. 938, at 942 (1995) 仲裁可能性は広く認められるものの、非常に限定的な範囲に限り裁判所は再審理の権限を有すると述べて、*Wilko v. Swan*, 346 U.S. 427 (1953) を引用した事例である。*Lander Co. v. MMP Invs., Inc.*, 107 F.3d 476 (7th Cir. 1997) FAA においては「法の明白な無視」という判例法上の取消原因があるため、FAA は、外国仲裁判断の承認執行に関するニューヨーク条約上の取消原因よりもリベラルであるとの説示をおこなった事例。*Eljer Mfg., Inc. v. Kowin Dev. Corp.*, 14 F.3d 1250, at 1253-54 (7th Cir. 1994) 仲裁人が仲裁判断を下す際に知っておくべき法を故意に無視した場合、仲

裁判決<sup>6)</sup>は、傍論ではあるものの、「仲裁人の法解釈が法の明白な無視ではない場合、解釈の誤りを原因とする再審理はおこなわない<sup>7)</sup>」と述べた。ところが、同判決は、「明白な無視」の具体的運用基準については沈黙している。そのため、これ以降、連邦裁判所においては、「明白な無視」の具体的な基準を明らかにすることが試みられている。たとえば、第二巡回区控訴裁判所は、*Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc. 対 Bobker 判決*<sup>8)</sup>において、「法の誤りが明白で、仲裁人となる資格を有する平均的な者が容易かつ即座にそれを認識しうる」場合に法の明白な無視があり、「無視には、仲裁人が明らかに適用されるべき法原則を認識しながらそれを無視またはそれに注意を払わなかったことが含まれる」と述べた<sup>9)</sup>。

他方、この概念を否定する判決も存在する<sup>10)</sup>。たとえば、*Ainsworth 対*

裁判判断は取り消されるとの判断をおこなった事例。また、裁判例の中には、FAAに規定のない取消事由と考えられるものとして、「法の明白な無視」のほか、仲裁判断が 1) 公序に反する場合、2) 独断かつ恣意的になされた場合、3) 主たる契約から根本的に乖離している場合に仲裁判断取消を認めるとするものがある。See, *Williams v. Cigna Fin. Advisors*, 197 F.3d 752, at 758 (5<sup>th</sup> Cir. 1999).

6) 346 U.S. 427 (1953). 1933年証券法にもとづく請求の仲裁可能性を否定した事例。この傍論は、かりに仲裁可能性が肯定された場合に、証券法の適用過誤にもとづく仲裁判断取消が認められるかという点について述べたものである。

7) *Id.* at 436.

8) *Merrill Lynch, Pierce, Fenner & Smith, Inc. v. Bobker*, 808 F.2d 930 (2d. Cir. 1986).

9) *Id.* at 933. この要件は同裁判所における近年の判決にも継受されている。See, *Duferco Int'l Steel Trading v. T. Klaveness Shipping*, 333 F.3d 383 at 389 (2d Cir. 2003).

10) See, e.g., *Baravati v. Josephthal, Lyon & Ross*, 28 F.3d 704, at 706 (9<sup>th</sup> Cir. 1994); *George Watts & Son, Inc. v. Tiffany and Co.*, 248 F.3d 577 (7<sup>th</sup> Cir. 2001). これらはいずれも FAA 上明文規定がない取消事由を肯定することはできないと判示したものである。しかしながら、*Watts* 判決は、仲裁人が両当事者によって選択された法から乖離したことの救済は、FAA 第10条 a 号四にいう「仲裁人がその権限を越えた場合」にもとづいて正当化されると述べており、現行 FAA の明文規定の枠内での解釈が可能になる点で非常に興味深い。See, *Watts*, 248 F.3d 577, at 579. わが国においても、実体判断基準たる法の適用違背ある仲裁判断を例外的に取消す際の根拠条文として、仲裁法44条5号「仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続におけ

Skurnick 判決<sup>11)</sup> は、FAA 上、法適用過誤にもとづく仲裁判断取消が認められていないことを根拠に、「法の明白な無視」の概念を否定した。このように、「法の明白な無視」概念をめぐる合衆国裁判例の足並みは乱れており、このことは、仲裁制度への信頼を揺るがしかねない事象であるといっても過言ではない。

### 3. 小 括

FAA の明文規定以外の取消事由にもとづく仲裁判断取消の可否が長年論じられてきたにもかかわらず、問題がいまだ解決をみないのは、FAA の規定が多義的解釈の余地を残し続けているためにほかならない。したがって、この問題の究極的な解決は、将来の立法作業に委ねるほかないのかもしれない<sup>12)</sup>。逆説的に言えば、このような不透明な状況であるからこそ、当事者は、拡張合意によって、上訴手段の確保を目指すともいえる。そこで、次章においては、拡張合意の有効性が問題となった合衆国の事例を紹介・検討することとしたい。

---

る申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること」または6号の適用を示唆する見解（「新仲裁法の理論と実務」ジュリ1272号113頁（2004年）中野発言）がある。しかしながら、合衆国においては、Watts 判決の判示はむしろ例外的で、同条 a 号 4 は仲裁判断の本案にかかわるものではないとの主張がなお有力のように思われる。See, Hayford, *Law in Disarray: Judicial Standards for Vacatur of Commercial Arbitration Awards*, 30 GA. L. REV. 731, at 751 (1996). 同旨を述べる裁判例として、*Coast Trading Co. v. Pacific Molasses Co.*, 681 F.2d 1195, at 1198 (9th Cir. 1982).

11) *Ainsworth v. Skurnick*, 960 F.2d 939, at 941 (11<sup>th</sup> Cir. 1992).

12) 同旨、Rubins, “*Manifest Disregard of the Law*” and *Vacatur of Arbitral Awards in the United States*, 12 AM. REV. INT’L ARB. 363, at 386 (2001). なお、現在のところ本条に関する法改正作業等はおこなわれていないようである。

### 三 拡張合意の有効性に関する合衆国判例の動向

#### 1. LaPine 対 Kyocera 判決

##### 1) 事実の概要

1984年11月、カリフォルニア法人Xら（原告・被控訴人）と日本法人Y（被告・控訴人）との間で、ハードディスクドライブの製造および販売等に関する契約が締結された。この契約は、当該製品をYが製造し、Xらがこれを販売すること等を定めていた。1986年になってXらの業績が悪化したため、Xらの再建を目的とする交渉がおこなわれ、そこで“Definitive Agreement”が締結された。当該合意は、YがXらに対して製品の供給をおこなうこと等を定めていた。なお、この契約の準拠法はカリフォルニア州法であった。本件においては、この“Definitive Agreement”8.10条(d)号に示された拡張合意の解釈が主たる争点の一つとなった。本件拡張合意はつぎのように規定する。

##### 8.10条(d)号

仲裁人は、書面による仲裁判断を交付するものとする。当該仲裁判断は、判断の基礎を陳述し、かつ詳細な事実認定および法律に関する結論を含むものとする。北部カリフォルニア地方裁判所は、当該仲裁判断を確認または取消、修正もしくは訂正することにより、その仲裁判断に基づく判決を登録しうる。以下の場合、当該裁判所は、仲裁判断の取消、修正または訂正をおこなうものとする。(1) FAA に規定された事由に基づく場合、(2) 仲裁人による事実認定が実質的な証拠に基づいていない場合または(3) 仲裁人による法律問題に関する結論が誤っている場合。

Yが“Definitive Agreement”に従わず、製品の供給をおこなわなかったため、Xらは、1987年5月、北部カリフォルニア地方裁判所に対し、契約違反から生じた損害賠償等の支払いを求める訴えを提起した。これに対し、

Yは、紛争の解決を ICC 仲裁法廷に委ねる旨規定した“Definitive Agreement” 8.10条(b)項を根拠に、同裁判所に対し、本件が仲裁により解決されるべき旨主張した。裁判所は、Yの請求を認め、その結果、紛争の解決は ICC 仲裁法廷に委ねられた。ICC 仲裁法廷は、Yの請求を棄却し、YがXらに対して約2億5700万米ドルの損害賠償を支払うよう命じる仲裁判断を下した。

これを受けて、Xらが北部カリフォルニア地方裁判所に本件拡張合意に基づく仲裁判断の確認を求めたのに対し、Yが ICC 仲裁法廷による契約準拠法適用の過誤を主張し、同じく本件拡張合意を根拠に仲裁判断の取消および修正を求めたのが本件の概要である。

2) 第一審判決<sup>13)</sup>の概要：本件拡張合意の有効性否定

第一審北部カリフォルニア地方裁判所は、FAA 第10条 a 号に挙げられた取消事由が制限列举であると解されることを根拠にYの主張を斥けた<sup>14)</sup>。換言すれば、当事者は、FAA に列举されたもの以外の取消事由を契約によって創設することはできないという趣旨である。判旨をより詳細にみれば、裁判所の判断の基礎となった根拠は、形式的なものと同質的なものと分けられることがわかる。

まず、実質的根拠は、拡張合意の有効性を肯定することによって生じる、

13) *LaPine Technology Corp. v. Kyocera Corp.*, 909 F. Supp. 697 (N. D. Cal., 1995). なお、本件におけるXらとは、ラパイン社およびラパイン社の株式すべてを所有しているラパイン・ホールディング・カンパニー、それらの金融支援をおこなうプルデンシャル社 (Prudential-Bache Trade Corp.) をいい、他方、Yは、京セラ株式会社である。本件控訴審判決までの概要については、K. Okuma, *supra* note 2, at 359に詳細な紹介があるため、本稿では拡張合意の有効性に関する部分を中心に論じることとする。

14) *Id.* at 709. このほか、本稿の直接の射程ではないため、詳細な記述は省略するが、裁判所は、Yの主張に応じて、いわゆる紛争解決条項と主たる契約との分離可能性の問題についても判示し、分離可能性を否定した。そこでは、本件拡張合意は主たる契約の重要な部分であるため、拡張合意の無効は全体の契約をも無効にするとのYの主張は斥けられた。



合衆国の基本的仲裁政策の後退に求められた。裁判所は、この根拠をより具体的に説明するために、「合衆国は、仲裁をはじめとする裁判外紛争解決手段が、裁判所の負担を軽減させ、かつ当事者にもさまざまな利益をもたらすことを肯定した上で、それらの紛争解決手段を支援する政策をとっている。拡張合意の有効性を認めることは、この政策に反する」と述べた<sup>15)</sup>。

一方、形式的根拠として、FAAに定められた取消事由が制限列举である点が挙げられた。取消事由が制限列举であることの帰結として、当事者は契約によって取消事由をあらたに創設しえないという判断が導かれたのである。この点を前提に、裁判所は、Yの主張を逐次参照しつつ、本件がFAA上の取消事由に該当しないことを逐条的に検討した。まず、仲裁人が職権を越えて判断を下したとの主張（FAA第10条a号4にもとづく主張）を否定するにあたっては、ICC仲裁廷による準拠法適用に問題がないことを認定したうえで、仲裁廷による契約条項の解釈の当否について、裁判所はこれを調査しないとした。さらに、ICC仲裁廷が重要な証拠を取り調べなかったとの主張（同条3）、仲裁判断が不当な手段によって獲得されたとの主張（同条1）について、裁判所はこれらを明確に否定した<sup>16)</sup>。

以上の理由から、本件におけるYの主張は斥けられ、Xらの主張が認められた。その後、Yは、原審における主張のほか、本件仲裁判断がXらの不正な手段（再審理が可能であると欺罔して仲裁での紛争解決を迫った）によって得られたものであることを理由に、その取消を求めて第九巡回区控訴裁判所に控訴した。

### 3) 控訴審判決<sup>17)</sup>の概要：本件拡張合意の有効性肯定

#### (a)判決の概要

控訴審は、本件拡張合意の有効性を肯定し、事件を地方裁判所に差し戻

---

15) *Id.* at 706.

16) *Id.* at 706–708.

17) *LaPine Technology Corp. v. Kyocera Corp.*, 130 F.3d. 884 (9<sup>th</sup> Cir. Cal., 1997).

した。控訴審判決は、以下のように述べて、拡張合意の有効性を肯定する根拠を当事者意思の尊重という点に求めた。すなわち、「合意を尊重しなければならない。(仲裁判断取消事由を一筆者挿入) FAA上の根拠に限定する必要はなく、当事者の合意を無視してはならない。(中略) FAAの第一義的目的が仲裁合意の執行を保証することにあるのは、Volt事件最高裁判決<sup>18)</sup>において示されたように、明白である」<sup>19)</sup>と。つぎに、拡張合意の有効性を肯定したいいくつかの合衆国裁判例を引き合いに出し、これらを肯定することを通して控訴審としての立場を明らかにした上で、以下のように結論づけた。すなわち、「FAAは、裁判所に過度の負担を強いることを避けるために作られた厄よけ (apotropaion) ではない。当事者の契約上の権利を妨げないように作られているのである。したがって、(中略) 拡張合意を認めなかった地方裁判所の判断は破棄差し戻しされなければならない」<sup>20)</sup>と。

なお、本判決には、Kozinski 判事による補足意見および Mayer 判事による反対意見が付されている。これらのうち、Mayer 判事の補足意見は、仲裁合意を尊重するという合衆国の仲裁政策に照らして、最終的には本判決の結論を支持する。同時に、仲裁において当事者が合意しうる範囲について、本判決中に引用されたいくつかの判例は、仲裁の時期・仲裁地および仲裁の方法をその範囲と考えているのであって、本件のような裁判所の負担に関わる事項については何も触れていない等の批判も加えている<sup>21)</sup>。この批判は、Kozinski 判事の反対意見の最も重要な根拠にもなっている。すなわち、「仲裁するか否か、何について仲裁をおこなうか、どのように仲裁を遂行するか、いつ仲裁をおこなうかについて、両当事者は契約上特定

18) *Volt Info. Sciences. v. Board. of Trustees.*, 489 U. S. 468 (1989). 但し、本件は、仲裁合意の当事者ではない第三者が含まれている訴訟の停止をめぐる紛争であることに注意を要する。

19) *LaPine Technology Corp. v. Kyocera Corp.*, 130 F. 3d. 884, 888.

20) *Id.* at 890.

21) *Id.* at 891.

しうる。しかしながら、Yは、裁判所に対して本件拡張合意を強制するような判例を引用していない。したがって、本件拡張合意を有効とすることはできない<sup>22)</sup>と。

(b)控訴審判決後の展開

その後、地方裁判所において事案の再審理がおこなわれた。裁判所は、2000年4月、仲裁判断のうち契約の成立に関する部分につき、Yの主張する法適用の誤りはないとし、仲裁判断の正当性を認める決定をした。続けて同年10月には、損害賠償に関する部分について、仲裁判断を正当なものとする決定をした。裁判所は、これらの決定を受けて、2002年5月、YがXらに対し4億2800万ドルの損害賠償金を支払うよう命じる判決を下した<sup>23)</sup>。Yは、この判決を不服として第九巡回区控訴裁判所に控訴したが、控訴審は、同年七月、YがXらに対し、Xらの弁護士費用等を含む約4億5300万ドルの損害賠償を支払うよう命じる判決を下した<sup>24)</sup>。Yは、判決を不服として、控訴裁大法廷(en banc)による再審理を求める申立てをおこない、その後、この申立てが認められた。

4) 控訴審大法廷判決<sup>25)</sup>の概要：本件拡張合意の有効性否定

控訴審大法廷は、本件拡張合意の有効性の問題について再び取り上げ、つぎのように結論付けてその有効性を否定した。すなわち、「当事者は、(FAAと一筆者挿入)異なる再審理の基準を選択する権限を持たない。なぜならば、立法府が、連邦裁判所に対し、仲裁判断の再審理をなしうる事由をいくつかの誤りに限定しているからである。(中略)私人は、仲裁手続を自らが望むように創造しうる。しかし、仲裁手続においてひとたび仲

---

22) *Ibid.*

23) 差戻し審の判断は、公式判例集等には掲載されていないようである。本稿では、後注13)の控訴審大法廷判決における事実認定の部分を参照した。

24) *Kyocera Corp. v. Prudential-Bache Trade Servs.*, 299 F.3d 769 (9th Cir. Cal., 2002).

25) *Kyocera Corp. v. Prudential-Bache T Servs.*, 341 F.3d 987, (9th Cir. Cal., 2003).

裁判断が終局的なものになると、その仲裁判断をどのように扱うかを決定するのは立法府なのである。FAA に規定された以外の事由に基づく再審理を裁判所に求めている本件契約条項は、無効かつ分離可能である<sup>26)</sup>と。

裁判所は、上記の結論を導くにあたり、以下のように判示した<sup>27)</sup>。まず、FAA が仲裁判断取消事由を限定していることの意義を検討した。そこでは、仲裁判断に対する再審理の可能性を拡張することによって、裁判外紛争解決手段としての仲裁の利点が損なわれるという点が強調された。つぎに、控訴審は、本件拡張合意の有効性を肯定したが、この結論を根拠付けるために引用された Volt 最高裁判決は、本件で問題となっている事項を対象とする判決ではないとした。さらに、仲裁判断の再審理事由を拡張することは、FAA の基本的政策にも反するとした。その理由は、再審理事由の拡張が仲裁の魅力を失わせるという点に求められた。この点を前提に、事案が FAA 上の取消事由に該当するか否か逐条的に検討されたが、本件はこれらの事由に該当しないとされた。この判旨についての反対意見等は提出されなかった。なお、本件をめぐっては、2003年12月に両者の間で和解が成立している<sup>28)</sup>。

## 2. 拡張合意の有効性に関するその他合衆国判例の動向

### 1) 拡張合意の有効性を肯定するもの

合衆国においては、LaPine 控訴審判決のほかにも拡張合意の有効性を肯定した裁判例がいくつかみられる。以下では、それらのうちいくつかの裁判例を概観する。

---

26) *Id.* at 1003.

27) *Id.* at 997-1000.

28) 京セラ株式会社発表資料（2003年12月24日付）による。なお、この資料は、ウェブサイト（<http://www.kyocera.co.jp/news/2003/1209.html>）から参照可能である。

【1-a】 Gateway 判決<sup>29)</sup>

LaPine 控訴審判決が下される約2年前の1995年に、第五巡回区控訴裁判所は、Gateway Technologies, Inc. 対 MCI Telecommunications Corp 判決において、「仲裁判断は、両当事者にとって終局的かつ拘束力あるものとする。ただし、法の誤りがある場合は控訴に服するものとする」と規定する拡張合意の有効性を肯定した。本件における事実の概要は以下のとおりである。Y (MCI) がX (Gateway) に対して200万ドルの懲罰的損害賠償等を支払うよう命じた仲裁判断が下された。Xが本件仲裁判断の確認を求めたのに対し、Yが、仲裁判断に法の誤りがあるとして、本件拡張合意にもとづき裁判所に仲裁判断の取消等を求めた。第一審裁判所<sup>30)</sup> は、本件拡張合意という「法の誤り」の審査は、裁判の場合と同様に厳密である必要はないことを根拠にYの主張を斥けた。Y控訴。第五巡回区控訴裁判所は、仲裁が当事者の契約によって成り立っていることを前提に、拡張合意の効力を否定して再審理を認めないことは両当事者の意思に反するとして、拡張合意の効力を肯定した。

【1-b】 Syncor 判決<sup>31)</sup>

本件は、労働契約違反および秘密保持契約違反の有無をめぐる争われたものであり、争点の一つとして、法の誤りがあった場合に裁判所による再審理を認めることを規定した拡張合意の効力の問題が取り上げられた。第一審は、拡張合意の効力を認めなかった。それに対し、第四巡回区控訴裁判所は、Gateway 判決および LaPine 判決が引用した Volt 最高裁判決に

---

29) *Gateway Technologies v. MCI Telecommunications Corp.*, 64 F. 3d 993 (5<sup>th</sup> Cir. Tex., 1995). 本件の事実関係等については、K.Okuma, *supra* note 2, 354に詳細な叙述があるため、本稿では簡潔な紹介にとどめ、拡張合意の有効性に関する問題点を中心に取り上げる。

30) 判決自体は公表されていない。そのため、本稿においては前注控訴審の事実認定を参照した。

31) *Syncor Int'l Corp. v. McLeland*, 1997 U. S. App. LEXIS 21248. 本判決の紹介として、K. Okuma, *supra* note 2, at 346があるが、ここで再び取り上げるのは、拡張合意の有効性に関する部分を中心に検討することを目的とするためである。

全面的に依拠して、仲裁人による法的判断について再審理をおこなうよう命じた。

【1-c】 *New England Utilities* 判決<sup>32)</sup>

本件は、*LaPine* 判決と同様、国際売買契約をめぐる紛争から派生した事例である。本件でも法の誤りがあった場合に裁判所による再審理を認める旨の拡張合意の効力が問題となった。本件も *Gateway* 判決を引用しつつ、かかる合意の効力を認めた。

【1-d】 *Fils et Cables* 判決<sup>33)</sup>

本件も国際売買契約をめぐる紛争から派生した事例である。仲裁条項には、仲裁人によってなされた事実認定が実質的な証拠にもとづいているか否かを裁判所が再審理し、仲裁判断を確認・修正・取消す権限を有することを約した拡張合意が規定されていた。南部ニューヨーク地方裁判所は、*FAA* 上の仲裁判断取消事由が限定的であるとした。また、仲裁を支援する政策がとられているのは、司法の効率的運用を図るという観点に立脚しているためであるとした。しかしながら、これらの考え方は、仲裁が契約によって成り立っていることに優先しないとして、つぎのように述べて、本件拡張合意の有効性を肯定した。すなわち、「仲裁に依拠することそれ自体、契約の産物であるため、両当事者が（仲裁人と裁判所の―筆者挿入―）役割に関する基準を変更することはできない理由はない」<sup>34)</sup> と。

【1-e】 *Primerica* 判決<sup>35)</sup>

本件は、保険販売員が保険代理店契約中に定められた手数料の支払いを求めた事例である。ジョージア控訴裁判所は、法適用の結果が法に反する、または事実認定が事実に基づいていない仲裁判断の再審理を裁判所に認め

32) *New England Utilities, Inc. v. Hydro-Quebec*, 10 F. Supp. 2d 53 (D. Mass. 1998).

本判決の詳細な紹介として、K. Okuma, *supra* note 2, at 349を参照。

33) *Fils et Cables D'Acier de Lens v. Midland Metals Corp.*, 584 F. Supp. 240 (S. D. N. Y. 1984). 本判決の紹介として、K. Okuma, *supra* note 2, at 347も参照。

34) 584 F. Supp. at 244.

35) *Primerica Fin. Servs., Inc. v. Wise*, 456 S. E. 2d 631, (Ga. App. 1995).

た拡張合意の有効性を肯定するにあたり、FAA 第10条の取消事由が制限的  
列挙ではないことのほか、先にみた *Fils et Cables* 判決を根拠にして本件  
拡張合意の有効性を肯定した<sup>36)</sup>。

**【1-f】 Northern Indiana Commuter 判決<sup>37)</sup>**

鉄道路線の整備作業等を目的とする契約から紛争が生じた。当該契約に  
おいては、インディアナでの仲裁による紛争解決を約した仲裁条項があっ  
たが、実際の仲裁は、両当事者合意の下、シカゴでおこなわれた。インディ  
アナ控訴裁判所は、インディアナでの仲裁を約した当初の仲裁条項を根拠  
に、自身が仲裁判断取消の管轄裁判所であるとした。本件においても拡張  
合意の有効性が争われたが、裁判所は、本件拡張合意が当事者の契約に  
よって定められていることを根拠に同条項の有効性を肯定した。

2) 拡張合意の有効性を否定するもの

他方、拡張合意の有効性を否定する裁判例もいくつかみられる。以下で  
は、それらのうちいくつかの裁判例を概観する。

**【2-a】 Bowen 判決<sup>38)</sup>**

原告Xら (Bowen 氏) は、被告Y (パイプライン会社) の過失により流  
出した汚濁物によって、自身の所有する不動産が汚染されたため、東部オ  
クラホマ地方裁判所に損害賠償の支払を求める訴えを提起した。YはXら  
の祖先の時代である1943年に締結された通行権契約 (*right-of-way*  
*agreement*) 中にある仲裁条項に依拠して、裁判所に本件事案の仲裁付託を  
求める申立てをおこない、この申立ては認められた。仲裁手続の開始にあ  
たり、両当事者は、法および証拠に基づかない仲裁判断が下された場合に  
裁判所による再審理をおこなう旨合意した。仲裁廷はYの主張を斥けた。

36) *Id.* at 634.

37) *Northern Ind. Commuter Transp. Dist. v. Chicago\_Southshore and South Bend R.*  
*R.*, 661 N. E. 2d 842 (Ind. Ct. App. 1996).

38) *Bowen v. Amoco Pipeline Co.*, 254 F.3d 925 (10<sup>th</sup> Cir., 2001). 本判決の紹介とし  
て、K. Okuma, *supra* note 2, at 350も参照。

その後、Yは拡張合意に基づいて地方裁判所に訴えを提起した。地裁は、FAAに規定がない事由での再審理は認められないとしてYの請求を棄却した。本件は、その控訴審判決である。控訴審は、つぎのように述べて第一審判決を支持した。すなわち、「FAAの限定的な取消事由は、仲裁手続の尊重を保証し、かつ、仲裁の結果を尊重しない仲裁合意の執行を裁判所がおこなわないようにしている。FAAの取消事由が制限的であることによって、仲裁手続の独立性を尊重するという連邦の政策が明白になっている。(中略) FAA第10条は、裁判所が両当事者の合意に従うことを要件づけていない。(中略) 契約によって再審理の基準を拡張することは、とりわけ事実に関する再審理の場合、明らかに仲裁手続の独立性を侵害し、かつ、仲裁判断の終局性を希薄にする。なぜならば、裁判所は、仲裁判断の効力を認めるために、仲裁合意を執行するばかりでなく、下された仲裁判断をも執行するからである」<sup>39)</sup>と。

**【2-b】UHC Management 判決<sup>40)</sup>**

本件においては、明示の拡張合意が存在していたわけではない。しかしながら、自己に不利益な仲裁判断を下された当事者Xは、仲裁人が準拠法に拘束される旨定めた規定を根拠に、当事者は裁判所による再審理を求めることができると主張した。これに対し、第八巡回区控訴裁判所は、「当事者は仲裁判断を再審理するための上訴仲裁手続を合意することは可能であるが、当該仲裁判断を司法の場で再審理する合意を締結することはできない」として、Xの主張を斥けた<sup>41)</sup>。もっとも、この判決は、「裁判所による仲裁判断の再審理事由を拡張する契約が可能であるとするならば、かような当事者の意思が明白かつ誤認しえないように示されていなければならない。本件は、LaPine判決およびGateway判決と異なり、かかる意思が

39) 254 F. 3d 925, at 935.

40) *UHC Management Co. v. Computer Sciences Corp.*, 148 F.3d 992 (8<sup>th</sup> Cir., 1998).  
本判決の紹介として、K. Okuma, *supra* note 2, at 351も参照。

41) 148 F. 3d 992, at 998.



明白でない」<sup>42)</sup>とも述べており、一定の場合には拡張合意の有効性を肯定する可能性を示したものと解することもできよう。

### 【2-c】 Chicago Typographical Union 判決<sup>43)</sup>

本件は、使用者による労働協約の変更が協約違反を構成するか否かが争われた事例である。第七巡回区控訴裁判所は、傍論において、仲裁判断は両当事者について終局的かつ拘束力を有するため、裁判所は当該仲裁判断の有効性を再審理することはできないと述べた<sup>44)</sup>。同時に、FAAに定められた取消原因以外の事由に基づく再審理はできないと述べた<sup>45)</sup>。

## 3. 小 括

以上、両当事者がFAA上の取消事由を合意によって拡張する旨の拡張合意を定め、その有効性が裁判所において争われたいくつかの裁判例を眺めてきた。現在のところ、拡張合意の有効性に関して直接判示した最高裁判決が下されていないため、これら裁判例の立場が区々であることは、ある程度はやむをえないともいえる。

しかしながら、おおまかに眺めると、それぞれの裁判例は、仲裁制度の意義という共通の論点を出発点に判断をおこなったことが理解できる。すなわち、拡張合意の有効性を肯定する裁判例は、いずれも、仲裁制度が当事者間の合意を基礎にして成り立っていることを強調していた。仲裁制度の意義として、当事者合意の尊重を強調する考え方を前提とすれば、裁判所が両当事者の合意により創造した拡張合意の有効性を肯定するのは当然の帰結であるということができよう。他方、拡張合意の有効性を否定する裁判例は、仲裁制度が当事者により創造される紛争解決手段であり、かつ、裁判手続から独立した手続である点については認識しつつ、FAA上の仲裁

42) *Ibid.*

43) *Chicago Typographical Union No. 16 v. Chicago Sun-Times, Inc.*, 935 F.2d 1501.

本判決の紹介として、K.Okuma, *supra* note 2, at 355も参照。

44) 935 F.2d 1501, at 1504.

45) *Id.* at 1005.

判断取消事由については、それを制限的列举と解することによって、当事者自治は排除されるとの立場を強調していた。たとえば、Bowen 判決は、取消事由を制限的列举と解することによって仲裁手続の独立性が確保されることを強調していた。換言すれば、この判断は、拡張合意を許容すれば、裁判所はつねに仲裁判断の再審査をおこなわなければならない可能性があり、それによって裁判所の負担が過大なものになることを示唆したもののといえよう。

以上、裁判例の検討から明白になったように、拡張合意の有効性をめぐる考え方の相違は、仲裁制度それ自体にどのような意義付けをおこなうかという点に関する考え方の相違に由来しているとみてよい。次章では拡張合意の有効性問題に関する合衆国の学説を眺めることによって、この問題に関するさらなる示唆を得ることとしたい。

#### 四 拡張合意の有効性に関する合衆国学説の動向

拡張合意の有効性に関する考え方に二極分化がみられるのは、裁判例ばかりではない。学説もまた、これを肯定する考え方<sup>46)</sup>と否定する考え方<sup>47)</sup>

46) See, e.g., Cullinan, *Contracting for an Expanded Scope of Judicial Review in Arbitration Agreements*, 51 VAND. L. REV. 395 (1998); Younger, *supra* note 4; Cole, *Managerial Litigants? The Overlooked Problem of Party Autonomy in Dispute Resolution*, 51 HASTINGS L. J. 1199 (2000); Montgomery, *Expanded Judicial Review of Commercial Arbitration Awards-Bargaining for the Best of both Worlds: LaPine Technology Corp. v. Kyocera Corp.*, 130 F. 3d 884 (9<sup>th</sup> Cir. 1997), 68 U. CIN. L. REV. 529 (2000); Sasser, *Freedom to Contract for Expanded Judicial Review in Arbitration Agreements*, 31 CUMB. L. REV. 337 (2000/2001); Ginkel, *Reframing the Dilemma of Contractually Expanded Judicial Review: Arbitral Appeal vs. Vacatur*, 3 PEPP. DISP. RESOL. L. J. 157 (2003).

47) See, e.g., Smit, *Contractual Modification of the Scope of Judicial Review of Arbitral Awards*, 8 AM. REV. INT'L ARB. 147 (1997); McCartney, *Contracting for Judicial Review of Arbitration Awards: Can "Errors of Law" Clause Provide Two Bites of the Apple?*, 1997 J. DISP. RESOL. 151 (1997); Sullivan, *The Problems of Permitting Expanded Judicial Review of Arbitration Awards under the Federal Arbitration Act*, 46 ST. LOUIS L. J. 509 (2002).

とに分かれている。そこで本章では、拡張合意の有効性に関する合衆国の学説を眺めることとする。

## 1. 有効性肯定説

拡張合意の有効性を肯定する見解の多くは、上述した裁判例と同様、仲裁が当事者の合意を基礎とする紛争解決手段であるという点、および当事者の合意を尊重するのが FAA の仲裁に対する基本的政策であるという点に根拠を求めている<sup>48)</sup>。また、一定の要件を満たす場合にのみ有効性を肯定する見解もみられる。たとえば、*Montgomery* は、1) 両当事者が再審理をおこなう旨の明確かつ明白な意思が示されていること、および、2) 両当事者の合意が、仲裁合意を執行する FAA 上の政策に反しないものであることを条件に有効性を肯定する<sup>49)</sup>。また、*Ginkel* は、これらの要件に加えて、両当事者の合意が FAA における他の強行法規に反しないことを有効性肯定のための要件としている<sup>50)</sup>。このほか、*Sasser* は、つぎの二点を根拠に拡張合意の有効性を肯定する。すなわち、第一に、拡張合意の肯定によって訴訟係属数が増加することは否定できないとしつつ、仲裁判断がすでに存在するために、裁判所が当該事案に費やす時間はかなり減殺されるというものである<sup>51)</sup>。第二に、仲裁の一審制および仲裁判断の終局性によって、当事者は仲裁人による重大な法適用過誤の危険を負っており、これを回避するために拡張合意の有効性を認めなければならないというものである。

---

48) *See, e.g., Sasser, supra note 46, at 367.*

49) *Montgomery, supra note 46, at 551.*

50) *Ginkel, supra note 46, at 180.*

51) *Sasser, supra note 46, at 365.* なお、本稿において紹介した【1-d】判決もこれと同趣旨を述べている。*See, Fils et Cables D'Acier de Lens v. Midland Metals Corp., 584 F. Supp. 240 (S.D.N.Y.1984), at 244.*

## 2. 有効性否定説

これに対し、有効性否定論者の一人である Sullivan からは、仲裁は、その利点である廉価で迅速な紛争解決と引き換えに仲裁判断の再審理権限を限定しているとの主張がなされる<sup>52)</sup>。すなわち、仲裁判断の再審理由を拡張することで、仲裁の利点である廉価および紛争解決の迅速性が損なわれているというのである。そこでは、その一例として、1994年に仲裁判断が下された後、結局は10年近くにわたり争いが続けられた LaPine 判決を挙げている。また、彼は、再審理由の拡張が、その専門的知見を請われて仲裁人に任命された者を法律家のような地位にならしめるという<sup>53)</sup>。仲裁人が裁判所に公平な再審理をおこなわせるべく、ディスカバリなどコストのかかる手続をおこなわざるをえなくなるのがその理由である。再審理由の拡張により、仲裁は、裁判のいわば前座的な役割にとどまることになり、これは FAA の目的とするところではないとの主張と捉えることもできよう。さらに、Sullivan は、FAA 上の取消事由が仲裁手続において生じた根本的誤りに限定されていることを取り上げ、実体問題に関する再審理を裁判所に委ねる契約は、FAA の規定するところではないと主張している<sup>54)</sup>。このほか、Smit は、一審制を原則とする仲裁制度の意義を損ねるという観点から拡張合意の有効性を否定する<sup>55)</sup>。また、拡張合意の有効性を肯定することによって、仲裁人による法創造機能が減殺されるため、その有効性を肯定することは、社会的にも望ましくないと説く<sup>56)</sup>。

## 五 若干の考察と展望

以上、拡張合意の効力に関する合衆国の立法ならびに裁判例および学説の状況を眺めてきた。本章では、これらの検討から得た示唆をもとに若干

52) Sullivan, *supra* note 47, at 549.

53) *Id.* at 552.

54) *Id.* at 556.

55) Smit, *supra* note 47, at 151.

56) *Id.* at 152.

の考察と展望を試みる。

## 1. FAA 第10条の解釈とその問題点

FAA は、合衆国における仲裁の促進をその制定目的とし、また、Volt 最高裁判決が確認したように、当事者自治の広範な許容をその基本的政策として採用している<sup>57)</sup>。しかしながら、これまで眺めてきたように、FAA における当事者自治の肯定という側面からただちに拡張合意の有効性を肯定するという結論を導くことについては異論があった。まず、合衆国の裁判例および学説における争点の一つは、FAA 第10条に規定された取消事由が制限的列挙なのか、あるいは例示的列挙なのかという点であった。かりに、これを前者と解すれば、拡張合意の有効性を肯定する余地はない。

この点について、FAA 第10条は、「つぎのいずれの場合においても (in any of the following cases)」仲裁判断を取消しようと規定するにとどまっており、これが制限的列挙であることを明示する文言はない。これとは対照的に、UNCITRAL モデル法第34条2項は、「仲裁判断は、次の各号に掲げる場合にのみ、第6条に定める裁判所が取り消すことができる」と規定し、モデル法上の取消事由が制限的列挙であることを明らかにするほか、フランス民事訴訟法もモデル法と同様の立場をとる<sup>58)</sup>。これらの立法は、いずれも法適用違背を取消事由としていないため、拡張合意の有効性は否定されることになる<sup>59)</sup>。他方、1996年英国仲裁法第69条1項は、当事者による別段の合意がない場合、「いずれの仲裁当事者も、仲裁手続において下さ

57) Volt 最高裁判決については前掲注18)およびそれに対応する本文を参照。なお、合衆国の仲裁政策の歴史的経緯については、小島＝高桑、前掲注1)507頁以下〔小島武司執筆〕に詳しいので、ここでは省略する。

58) フランス民事訴訟法1484条 (Il n'est ouvert que dans les cas suivants) 参照。

59) モデル法の起草過程等における議論の状況については Holtzmann/Neuhaus, A Guide to the UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration, at 911 (1989) を、フランスにおける議論については, Franc, *Contractual Modification of Judicial Review of Arbitral Awards: The French Position*, 10 AM. REV. INT'L ARB. 215, at 216 (1999) を参照。

れた仲裁判断から生じている法律点に関する上訴 (appeal on point of law) を裁判所になすことができる」と規定している<sup>60)</sup>。そのため、本稿で用いている意味での拡張合意は有効性を認められることになる。

これらに対し、FAA 第10条は、モデル法・フランス法型立法でも英国法型立法でもない。たしかに、FAA は、列挙された取消事由が例示的列挙であると明示しているわけではない。しかしながら、同時に、制限的列挙であるとの明示的規定もない。したがって、本条の解釈としては、制限的列挙であることを否定していない以上、本条に掲げられたもの以外の取消事由を認める余地があると解するのが適切であるように思われる。もちろん、この余地が認められるのは例外的事由のある場合に限られる。そうでないと、仲裁による紛争解決の意義そのものが損なわれてしまうためである。

## 2. 有効性否定説とその問題点

以上のように考えると、拡張合意の有効性に関する問題は、仲裁制度の本質論という根本的問題を含めた、より実質的見地からの考察を要するというべきである。

これまで眺めてきたように、この問題をめぐる合衆国の裁判例および学説には一致がみられない。その原因は、それぞれの立場ごとに仲裁に対する位置づけが異なるという点にあると思われる。すなわち、肯定説は、仲裁が、当事者の契約（仲裁合意）を基礎とする自立的紛争解決手段としての性質を有することを強調する。その結果、当事者間の拡張合意は有効との結論が導かれる。他方、否定説は、紛争解決の迅速性・一審制など、どちらかといえば仲裁の手続的特質に着目している。その結果、裁判所の過度の負担を避け、仲裁による迅速な紛争解決を保証する観点から、拡張合意の有効性は否定されるべきとの結論が導かれる。

60) この点に関する邦語文献として、西賢『比較国際私法の動向』（晃洋書房・2002年）200頁参照。See also, Chukwumerije, *Special Section: English Arbitration Act 1996: Reform and Consolidation of English Arbitration Law*, 8 AM. REV. INT'L ARB. 21, at 44 (1997).

これらの考え方の相違に対して、いかに考えるべきであろうか。まず、有効性否定説について考える。否定説が根拠としていた点、すなわち、拡張合意の有効性を肯定することによって、仲裁が裁判のいわば前座としての役割にとどまることとなり、裁判所の負担を過大なものにするとの主張は、拡張合意の性質にかんがみれば、たしかに一定程度の説得力を有する。また、拡張合意の肯定が、紛争解決を長期化させるとの主張も同様である。さらに、合衆国判例法上、仲裁判断に理由を付する義務はないとの考え方が確立している<sup>61)</sup> けれども、拡張合意の有効性が肯定されれば、仲裁廷はより詳細な理由付けをおこなわなければならないとなり、その結果、仲裁廷の負担も大きなものとなるとの主張もあながち不当とはいえない。

しかしながら、これらの主張が、ただちに否定説の根拠となるかどうかについてはなお疑問なしとしない。なぜなら、たとえば *Montgomery* や *Ginkel* が有効性を肯定するにあたって一定の要件を課していたことからもうかがえるように、有効性肯定論者も、基本的には例外的な場合にのみ再審理を認めると解しているためである。

また、たしかに、*LaPine* 判決は、紛争の解決までに10年近くを要しており、拡張合意の存在が紛争解決の長期化の原因となったことも否定はできない。しかし、かりに拡張合意がないとしても、仲裁合意それ自体の有効性をめぐる争いなど、紛争解決が長引く原因はその他にも多々あるように思われる。

このように考えれば、拡張合意を有効と解することによって紛争解決が長期化すると主張は、完全な説得力を有するわけではないと思われる。また、近年公表されている仲裁判断の多くには、長文の理由が添付されており<sup>62)</sup>、拡張合意の肯定が仲裁廷の負担を増加させるという主張も、理論的にはともかく、実際にはさほど説得力ある考え方とはいえないのではあ

---

61) *Bernhardt v. Polygraphic Co.*, 350 U. S. 198.

62) たとえば、*ICCA* から公刊されている *Yearbook Commercial Arbitration* などに仲裁判断の詳細が多数掲載されている。

るまいか。

なお、FAA上、いわゆる二審制の仲裁も有効と解されている<sup>63)</sup>ことは、否定説の根拠になりうる。なぜなら、それによって、当事者は、裁判所ではなく、仲裁廷による再審理を求めればよいからである。しかしながら、それには両当事者の合意が不可欠であり、FAAは原則として二審制の仲裁を想定していない。

### 3. 拡張合意の尊重とその制限

このように考えると、拡張合意の有効性をめぐる問題の解決は、FAA第10条の規定が制限的の列挙か例示的の列挙かという視点のみでは足りず、また、仲裁の手続的特質に焦点を当てて考察すれば足りるものでもない。むしろ、拡張合意が当事者の合意なくして存在しないことにかんがみれば、この問題は、より直截に、当事者の合意および当事者自治を基礎とする仲裁の基本的枠組みが、拡張合意を含んでいる仲裁合意を包摂しうるか否かを考察することによって解決されるべきものであると考える。

これまでみてきたように、肯定説は、仲裁が当事者の合意を尊重する紛争解決手段であるという点を根拠に、拡張合意の有効性を肯定していた。また、有効性の肯定は、FAAの根底に流れる仲裁政策に合致することも主張されていた。たしかに、否定説が主張していたように、肯定説によれば、裁判所による再審理を求めるケースが増大すると思われ、その結果、裁判所の負担が増す、あるいは、紛争解決に時間がかかるようになるなどのデメリットのあることも否めない。これは、国家の側からみれば、仲裁による紛争解決の促進を通して自国裁判所の過重負担を回避するという、当初の目的が達成できなくなることを意味する。しかしながら、これは、紛争当事者の側からみれば、紛争解決の長期化というリスクを冒してまで納得のいく解決を得ようとする当事者の意思に反することを意味する。いわゆ

---

63) See, Ginkel, *supra* note 46, at 192.



中林：仲裁判断取消事由を拡張する仲裁合意の効力

る訴訟排除効は、仲裁合意の基本的効果の一つである<sup>64)</sup>が、原則として二審制の仲裁が想定されていない現在の FAA の枠組みに照らせば、裁判所による再審理を求める当事者の意思は尊重されてしかるべきではあるまいか。当事者意思の尊重という観点からは、訴訟による紛争解決の場合には上訴審において法適用違背を争うことができ、仲裁の場合には当事者の求めると否とにかかわらずこれを一切争えないとするのは、仲裁合意の訴訟排除効を差し引いてもなお理由がないように思われる。むしろ、否定説の主張するように、仲裁が訴訟の前座となることは FAA の想定するところではない。したがって、拡張合意の有効性は、合意が明白な場合に限り、例外的に認められるべきであろう。

## 六 むすびにかえて

以上のように考えると、拡張合意の有効性は、当事者が当該合意を明白に締結している場合には、例外的に肯定されるべきである。換言すれば、当事者は、明白な合意によって制定法上規定のない取消事由を創設しうる。しかし、拡張合意の有効性を肯定すべき例外的な場合とは何かという問題がなお残る。本稿の射程に限定していえば、以下の三つのいずれかの場合、すなわち、1) 当事者が明示的に指定した実体準拠法を仲裁人が理由なく適用しなかった場合、2) あるいは当該準拠法の適用に重大な誤りがあった場合、3) 当事者が実体準拠法を明示的に指定していたにもかかわらず衡平と善による仲裁がおこなわれた場合には、当事者の拡張合意に従って、裁判所による仲裁判断取消および再審理を認めてもよいと考える。当事者にとっては、仲裁の実体準拠法の適用いかんは、彼らの権利義務関係を劇的に変更するほどの重要性を持つと考えられるのがその理由である。

以上のように結論づけた場合にも、さらなる問題として、当事者による法選択がない場合の処理や、法適用違背以外の事由にもとづく拡張合意の

---

64) FAA 第3条参照。

有効性,さらには,法適用過誤のある外国仲裁判断を承認執行拒絶事由としていない外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約5条との関連などの問題についても考えておく必要があるが,これらは今後の課題としなければならない。